

議案第 3 号

君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定  
について

君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、  
君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成 2 5 年君津市条例第 5 号）の  
一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。